

# 高

## 高齢者等安心住まいる(住宅改修)補助金

※ 工事の着工前に申請してください

【対象者】 介護認定を受けていない60歳以上の方または同居する方で、前年の世帯総所得が550万円以下の方

【補助対象】 市が指定する3万円以上の手すりの取り付け、段差解消などの改修工事

【補助額(1,000円未満の端数は切り捨て)】

＜地元企業を利用＞ 工事費の4/5(上限額22万円)

＜市外企業を利用＞ 工事費の2/3(上限額18万円)

最大  
**22**万円

# 永

## く住まいる(住宅改修)補助金

※ 工事の着工前に申請してください

【対象者】 みずからが居住する住宅の改修工事を行う方で、前年の世帯総所得が550万円以下の方

※ 子育て世帯(注1)は680万円以下

【補助対象】 市が指定する50万円以上の間取り変更、増築、外壁、屋根などの改修工事または耐震改修工事

【補助額(1,000円未満の端数は切り捨て)】

＜地元企業を利用＞ 工事費の20%(上限額40万円、耐震改修の場合は50万円)

＜市外企業を利用＞ 工事費の10%(上限額20万円、耐震改修の場合は30万円)

最大  
**50**万円

さらに、子育て世帯(注1)の場合は、改修費用の5%相当額(最大10万円)を補助金の額に加算します

# ま

## ちなか住まいる等(住宅建設又は購入)補助金

※ 居住後に申請してください

【対象者】 みずからが居住するために、住宅を建設した方または建売・中古住宅を購入した方

【補助対象】 建物の建設費または購入費

※ 土地代、外構工事の費用などを除く

【補助額(1,000円未満の端数は切り捨て)】

●新築・建売住宅(建売住宅は完成後、未使用で1年以内のものに限る)

＜地元企業を利用＞ ・まちなか居住区域 5.0%(上限額120万円)

・それ以外の区域 4.0%(上限額100万円)

＜市外企業を利用＞ ・まちなか居住区域 3.0%(上限額70万円)

・それ以外の区域 2.0%(上限額50万円)

●中古住宅を購入(建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のものに限る)

・まちなか居住区域 3.0~5.0%(上限額70万円)

・それ以外の区域 2.0~4.0%(上限額50万円)

※ 建築年次によって補助率・上限額が変わります

最大  
**120**万円



さらに、子育て世帯(注1)の場合は、子ども1人当たり10万円を補助金の額に加算、転入者(注2)の場合は、20万円相当の商品券を交付します

住まいの補助金制度を活用しましょう！  
「ハートフル住まいるプロジェクト」を実施しています！

市では、住宅の新築や改修、老朽住宅の除却、太陽光発電システムの設置費用などに対し、「ハートフル住まいる補助金」として費用の一部を助成しています。まずはお気軽に建築指導係までご相談ください。

# 老

## 朽住宅除却費補助金

※ 工事の着工前に申請してください

【対象者】 住宅の所有者（相続人を含む）で、前年の世帯総所得が550万円以下の方

【補助対象】 ①昭和56年5月31日以前に着工された個人が所有する住宅で、空き家として1年以上経過、または建て替えのために除却するもの

②地元企業との契約によるもので、市が指定する工事が50万円以上であること

【補助額（1,000円未満の端数は切り捨て）】

＜地元企業のみ＞ 除却工事費の20%（上限額30万円）

※ 別棟の車庫、物置、離れなどの除却費、植栽などの移設・撤去費や登記の事務費などは対象となりません

最大

30万円

# 住

## 宅用太陽光発電システム導入費補助金

※ 工事の着工前に申請してください

【対象者】 ①みずから居住または居住しようとする住宅、住宅と同一敷地内に太陽光発電システムを設置しようとする方

②太陽光システム付き住宅を購入し、住居しようとする方

【対象条件】 設置する際に未使用のものであること、JIS規格またはJETの認証を取得しているもの

【補助額（1,000円未満の端数は切り捨て）】

＜地元企業を利用＞ 工事費の20%（上限額30万円）

＜市外企業を利用＞ 工事費の10%（上限額15万円）

※ 太陽電池モジュール本体費用、事務費または調査等に要する費用は対象となりません

最大

30万円

これらの補助金制度は、工事内容などで補助対象とならないものもありますので、事前にご相談ください

（注1） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方を扶養する世帯

（注2） 砂川市以外の市町村に住んでいた方で、申請をする日までに砂川市の住民基本台帳に記録されている方

◆お問い合わせ 建築指導係⑤4 2 1 2 1

### 空き家の

### 適正な管理を!

適正に維持管理がされていない空き家は、老朽化による倒壊の危険性、屋根や壁の建築部材の飛散など、周囲に悪影響を及ぼす原因となります。

施設が不完全な場合は、不法侵入や不法投棄、放火の恐れなど、安全性や衛生面、防犯、環境上の観点から、問題が発生する可能性があります。

空き家は個人の財産です。空き家が原因で事故等が発生すると、損害賠償などの管理責任を問われることがありますので、適正な管理に努めてください。

空き家のご相談は、住生活支援係で受けています。空き家の活用や除却等の各種相談など、お困りの場合にはご連絡ください。

◆お問い合わせ

住生活支援係⑤4 2 1 2 1